

第4回モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ

日時 令和6年11月6日（水）10:00～11:29

場所 オンライン会議による開催

出席者 （1）構成員

相田 仁 主査、関口 博正 主査代理、高橋 賢 構成員

（以上3名）

（2）オブザーバー

株式会社NTTドコモ 大橋 一登 経営企画部 料金企画室長

東原 弘 経営企画部 接続推進室長

KDDI株式会社 橋本 雅人 相互接続部 部長

田淵 翔 相互接続部 接続制度グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部

相互接続部 部長

斉藤 光成 渉外本部 通信サービス統括部 課長

（3）総務省

井上料金サービス課長、小川料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐、都築料金サービス課係長

■議事概要

○ 接続会計における費用配賦見直し結果について

- ・ 事務局より、資料4-1について説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

○ 接続会計における費用配賦見直し結果について

【相田主査】 ただいまからモバイル接続料費用配賦ワーキンググループの第4回会合を開催いたします。

本日、構成員はオンライン会議にて3名全員の出席となっております。

今般、開催要綱の改定がありましたので、事務局から説明をお願いいたします。

【都築料金サービス課係長】 事務局でございます。

開催要綱につきまして、構成員の秘密保持に係る事項を追加しております。改定後の開催要綱は参考資料のとおりでございます。引き続きよろしくお願いいたします。

【相田主査】 改定された内容につきまして、よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議題は、「接続会計における費用配賦見直し結果について」でございます。

昨年度開催した本ワーキンググループでは、費用配賦見直しの方向性並びに見直しの適用時期及び激変緩和措置について議論を行い、令和5年度接続会計から費用配賦見直しを適用することとされたところです。今回は、各社から提出のあった令和5年度接続会計における費用配賦見直しの結果について検証を行うものでございます。

まずは、事務局から御説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず事務局より御説明をお願いいたします。

（事務局より、資料4－1に基づき説明）

【相田主査】 大変丁寧な分析ありがとうございました。

それでは、これから意見交換に移りたいと思いますが、その前に、ただいまの事務局からの説明に関しまして、本日、オブザーバーとして御出席いただいておりますMNO3社に、補足等ございましたら、御発言いただければと思います。

まず、NTTドコモ様からお願いできますでしょうか。

【NTTドコモ】 NTTドコモの大橋でございます。

では、費用配賦ワーキングに当たりまして、少し補足説明をさせていただきます。

まず、今回、昨年度整理いただいた費用配賦見直しについて、各社の接続会計に適切に反映されているかという検証を実施いただいたことに感謝申し上げます。この点については、我々もパブリックコメント等で意見を申し上げており、この取組については大変有意義なものであると考えております。

今回の取組、費用配賦の見直しについては、接続料算定の適正性向上に資する重要な取組であると考えておりまして、主に資産を中心に一部の費用の配賦見直しについても検討いただいたものと理解しております。

今の事務局の説明の中で、今回、合意に至ったものについては可能な限り今年度接続料

の試算もお願いしたいという話でしたが、こちらも可能な限り協力してまいりたいと考えております。その上で、今回の論点について2点、補足を申し上げたいと思っております。

1点目、資料17ページ以降の空中線設備についてでございます。

事務局において、タイプ別基地局数の構成比などを確認いただいております。我々も必要なデータを提出させていただいておりますが、事務局資料にもあるとおり、格差が存在する明確な理由が判明しなかったと考えております。この点については、令和6年度届出の接続料水準なども注視いただき、引き続き検討するという事務局の方向性案に異存はありません。

2点目でございます。36ページでございます、試験研究費について申し上げます。

試験研究費につきまして、当社においては、接続会計規則及び事業会計規則に規定された配賦基準を用いて整理しております。

当社の試験研究費においては、親会社に支払うものと、自社における試験研究活動に関するものの二つが存在しております。資料にも書かせていただいておりますが、いずれも費用の発生時点において、特定の資産やサービスへの帰属が定まっておりませんので、この投入と産出の因果関係が明確でないという状況でございます。したがって、負担力主義によることが認められるという会計学の考え方にのっとりまして、営業収益額比による配賦を行っており、このまま営業収益額比による配賦を行うことが適当であると考えてございます。

他方で、試験研究費の額が、当社が突出して多いという実態を踏まえ、規則の改正などは行わずに、総務省殿において内容を確認いただくことについては異存ございません。

細かな論点につきましては、事務局資料に記載された考え方に賛同します。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。

では、続きまして、KDDI様、お願いいたします。

【KDDI】 KDDIの橋本です。弊社からは3点ほど補足させていただきます。

1点目は無形固定資産について、資料だと27ページです。

無形固定資産について話が二つございまして、まず、周波数移行費用や設備使用権についてです。こちらについては、各社で会計処理が異なるということで、これが接続料算定に影響する、ひいては接続水準に影響すると考えております。

当然、各社は会社が別ということもあって、会計方針も異なりますし、一部の費用において会計処理の差が出ることはやむを得ないと考えております。ただ、同じ費用にもかかわらず、会計処理の違いによって接続料水準の差が発生し、特に音声接続料については、お互いで接続料を支払い合う関係になりますので、会計処理の差が接続料水準の差、接続料支払いの多寡に影響してしまいますと、事業者間の公平性が確保できないと考えております。

そのため、各社の会計処理に差があることは理解しつつも、会計処理の差が接続料算定には影響しないようにしていく必要があると考えております。そういう観点で見たときに、各社の会計処理の差を吸収して、接続料算定に影響しないように固定資産価額比で配賦していくということは、一つ合理的な整理であるかと思えます。

無形固定資産のもう一つにつきましては、ブランド使用权や商標権、意匠権といった資産についてです。こちらについては、各社で同様の費用が発生する、しないの差はあるものの、同様の費用が発生した場合には、無形固定資産に計上される点は変わらないのではないかと考えております。その上で、同様の費用が発生した場合に、配賦基準に差があり、接続料の差が生じるということは、やはり公平性が確保できないと考えておりますので、各社で配賦基準を統一していく必要があるのではないかと考えております。

省令上、二つ以上の役務に係る固定資産については、回線数比又は取扱量比と定められておりまして、昨年度の配賦見直しの議論におきまして、取扱量比については原則トラヒック比を使っていく、トラヒック比でも回線数比でもないものについては、中間的な扱いとしてネットワーク資産額比を定義して、それを採用していくといった趣旨で整理されたものと理解しています。

弊社としては、ブランド使用权や商標権、意匠権については、トラヒック比でも回線数比でもないものと理解しておりますので、昨年度に整理した趣旨を踏まえれば、ネットワーク資産額比で配賦することが適切ではないかと考えています。

二つ目につきましては、試験研究費で、資料36ページです。

昨年度の配賦見直しの議論で、固定資産と一部の費用については、その内容に応じて、省令上のどの配賦基準を用いるかという点について、各社の配賦基準の差によって接続料の差が出ないように各社で基準を統一する、すなわち接続料の適正性を確保するという営みをしたと理解しております。

試験研究費については、昨年度、議論できておりませんでした。今回、これについて

も昨年度の議論の趣旨を踏まえて、各社の配賦基準の違いによって接続料の差が出ることがないように、基本的にはその費用の内容に応じて、省令上のどの配賦基準を用いるかについて、各社基準を統一していく必要があると考えております。

試験研究費については、基本的には固定資産に関わる試験研究、例えば、アンテナの高度化や、ソフトウェアでいえば仮想化実現に係る試験研究といったものがあると考えております。そのようなものについては、基本的には将来的に固定資産に係るコストになっていき、既存の設備の技術革新に係る試験研究となるので、少なくともそういった固定資産に関わるものについては、配賦基準を固定資産価額比で統一していくのが良いのではないかと考えております。

最後、3点目は、鉄塔等についてで、資料21ページです。

鉄塔については、昨年度、配賦見直しの議論で、トラヒック比も考えられるとされつつも、最終的には回線数比を採用するという事で整理されました。しかし、実際、各社が回線数比で配賦を行い作成した接続会計を見てみると、最終的に接続料水準の差を生むかなり大きな要因となっている可能性があると考えております。

これが実態に即したコストの差ということであれば、まだ理解はできますが、配賦基準に何を用いるかといった点で、その差が大きくなってしまふ、もしくは別の配賦基準を用いたときには全然違う結果になるということになると、配賦基準として何が適切であるのかという部分については、やはり少し継続して議論が必要なのではないかと考えております。

例えば、原則としてのトラヒック比のほうがより適切なのか、あるいは、トラヒック比と回線数比の中間的な取扱いとして、ネットワーク資産額比のようなものが良いのかなど、様々考え方はあると思いますので、その辺については、引き続き議論が必要かと思います。配賦見直し後の各社の接続料水準を確認しながら議論する必要があると思いますので、この資料に書いてあるとおり、引き続き継続して議論いただければと思っております。

弊社としては、補足は以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。

では、続きまして、ソフトバンク様、お願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンク、伊藤です。

今回、3社の配賦見直しの結果及びその結果を踏まえた追加の論点について詳細をまとめていただきまして、ありがとうございます。

その上で、今回の考え方（案）として、7点ほど示されておりますが、1点1点、当社の意見及び補足を述べさせていただければと思います。

まず、12ページに記載の件ですが、こちらに関しては、当社としては、非公表であれば、対応することについては異議がない考えでございます。

続きまして、21ページ目、空中線設備の扱いです。こちらも全体の取りまとめの方向性としては異議はございません。

ただ、最後に記載されています、フィーダーやフィーダーラック、架台・支持柱・取付金具といった資産に関しては、ここまで細かく資産管理ができていないという現状もございますので、今後、考え方（案）のと通りの対応ができないかを含めて、前向きに検討していきたいと思っております。内容自体は特に異議はございません。

次に、27ページ目です。周波数移行費用とブランド費用の扱いの件です。

本来、どの配賦ドライバーが一番適切なのかについては、その費用の性質を踏まえて考えることが重要であると考えております。三つ目のボツに記載がございますが、固定資産価額比の算出に影響を与えないように固定資産価額比で配賦するといった考え方について、出来上がりの数字にあまり差があり過ぎるのであれば、この点も検討すべきかとは思いますが、これを前面に出すというよりは、やはり一番大事なのは、その費用の性質を見るところです。どの配賦ドライバーが一番適切かについては費用の性質を見ることが一番先に立つべき考え方かと思っております。

その上で、周波数移行費用について、ネットワーク資産額比か回線数比かという2択であれば、これは回線数比だと思っております。周波数移行は移動体の通信事業全体に係る費用でございます。ネットワーク資産だけに係るものではございませんので、回線数比でもあながち間違いではないという認識を持っていますが、資料に記載があるように、固定資産価額比全体の資産に係るものという考えであれば、固定資産価額比で配賦することはあり得るかと考えております。

それから、ブランド使用権について、資料では案が二つ提示されております。まず、先ほどの周波数移行費用と同様、ブランドに関しては移動通信事業全体に係る費用でございますので、ネットワーク資産のみに係るものでないということで、案1は当社としてはあまりそぐわないと考えております。案2の固定資産価額比は、案1と比べれば、こちらのほうが妥当ではないかと思いますが、弊社からもう一つの案を提示すると、ブランド使用権が全体の売上げに寄与するというのであれば、費用負担主義というか、能力主義とい

う考え方を踏まえて、売上げ比を用いるということもあり得るのではないかと考えております。

それから、次は35ページ目です。

35ページ目のコロケーション費用等の扱いに係る考え方（案）について、この配賦ドライバーに関しては、特に違和感はありません。

ただ、会計の勘定科目も含めた修正となりますと、会計の変更は、会計の継続性も含めて、会社にとっての当たりが非常に大きいという点と、そもそもここまで細かく管理できていない現状もございますので、ここも今後の検討課題ということで整理させていただければと考えております。

それから、36ページ目です。

試験研究費の配賦基準に関しましては、基本的な考え方には異議はありません。

2つ目のポツの負担力主義による配賦基準について、試験研究費の性質を見て、負担力主義で違和感ないということであれば、そういった選択肢も取り得るかと考えます。売上げ比を排除するのではなくて、能力主義を採用することも許容され则认为しております。

それから、37ページ目です。

通信設備使用料について配賦整理書において記載を求めることに関して異論はありませんが、記載の粒度に関しては、今後、相談させていただいて、対応できるかどうかについては、都度、個別に御相談させていただければと思っております。

最後、42ページ目です。

レートベースに関する激変緩和措置に関しては異議はありません。

当社からは以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明及び各社からの補足説明を踏まえまして、御質問、御意見がございます構成員の方は、チャットもしくは直接マイクをオンにして御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

特に事務局資料において、必ずしも案が一つに絞り込まれていない27ページ、36ページ、その辺りについて御発言いただければと思います。

それでは、まず、高橋構成員、お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋でございます。

少しコメントと、ソフトバンクさんに確認したいことがございます。

まず、資料の21ページの空中線設備の扱いについては、考え方（案）で進めるしかないかなというのがコメントです。これが、まず1点目です。

次に、35ページです。先ほど、伊藤さんも少し言及された見直し案について、構成員限りのところがありますので詳しく言えませんが、ソフトバンクにお伺いします。勘定科目を変更することになるということで、先ほど伊藤さんが言及されたように、継続性の問題や、システムを変えるのがかなり大変であることは私も理解できるのですが、これにはトライしてみるということによろしいのかという確認をしたいです。

もう一つが、少し戻りまして、27ページです。ブランド使用权については悩ましい点ですが、ブランド使用权というのが、果たして本当にそれぞれの資産にひもづけられるのかという点が、私は少し疑問に思っています。先ほど、伊藤さんの説明にもありましたけれども、ここに関しては負担力主義の考え方を採用するのもしやむを得ないのかなというのが私の意見です。

同じような観点で、36ページの試験研究費についてです。試験研究といっても、おそらく、個々の資産にひもつけられるものと、そうでない基礎研究があって、資産に対してひもつけられる部分と、ひもつけられない部分を、できればNTTドコモさん等において、可能な限り吟味していただき、どうしてもひもつけができない部分は負担力主義を採用するしかないかと考えます。

最後ですが、41ページと42ページについて、レートベースにおける正味固定資産価額の算出に当たり、当年に限り当該年度の期末の固定資産価額のみを用いることが適当であるということに賛成いたします。

以上です。

ソフトバンクの伊藤さんに先ほどの確認をお願いいたします。

【相田主査】 それでは、ソフトバンク、伊藤様、御回答いただけますでしょうか。

【ソフトバンク】 高橋先生、御質問ありがとうございます。

35ページの見直し案について、科目の変更を含め対応可能かという御質問と理解しております。

まず、配賦のドライバーについて資料の見直し案のとおり変更できないかという点に関しては、現在、ここまで詳細な管理ができていないところもあるため、そこは詳細を調べていきたいと思います。手続上、接続料算定の段階で、第二種指定電気通信設備接続料規則第三条に基づく承認を受けることになるかもしれませんが、できる限り対応していきたい

いと思っています。

一方、勘定科目の変更についてですが、当社の経理もきちんと各勘定科目に計上すべき基準を定義した上で、しかるべき勘定科目に計上していますので、これを変えとなると、まず、それぞれの勘定科目の定義について、より詳細な議論をした上で、科目を変えるかどうかという点を議論する必要があるかと思っています。勘定科目の変更に関しては、現時点ではなかなか対応が厳しいという理解でございます。

以上です。

【相田主査】 高橋先生、よろしいでしょうか。

【高橋構成員】 ありがとうございます。

【相田主査】 関連して、NTTドコモ様、試験研究費の内訳を出すことに関して、どの程度大変そうかについて、もう少し詳しく御説明、コメントを頂ければと思います。

【NTTドコモ】 NTTドコモでございます。高橋先生、コメントありがとうございます。

可能な限り内訳を出せるように、少し数字を見てみますので、別途、御報告させていただければと思います。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

高橋先生、よろしいでしょうか。

【高橋構成員】 ありがとうございます。

【相田主査】 構成員といっても3人しかいないので、関口先生から何か御発言いただけますか。

【関口主査代理】 事務局には非常に詳細な分析を行っていただいて、ここまでたどり着いたことには本当に敬意を表したいと思っています。

おおむね事務局案に私も賛成です。ただ、積み残しと言いますか、収益額比をできる限り排除するような方向で考えていた中で、詰め切れない部分があり、特に親会社に支払うようなもの、これはNTTドコモさんにとってみると親会社からの試験研究費の請求分、それから、ソフトバンクさんにとってみるとブランド使用权があります。しかも、どうもブランド使用权については、26ページにあるとおり、「収益をベースに算出」されているということで、子会社にとっては、親会社からの請求を払わざるを得ない環境の中で、それ以上の分析も難しいのだらうと思います。

その意味で、まだ試験研究費の場合は、研究項目がお分かりになっていらっしゃるのであれば、その内容に応じた適切なドライバーを探そうと思いますが、ブランド使用权に至っては、明らかに負担力主義になってしまうということですから、現時点では、ソフトバンクさんのブランド使用权については現在同社が採用している配賦基準、それから、NTTドコモさんの試験研究費については基本的には収入額比ということにならざるを得ないかと思っています。年内にもう一度会議があるわけですが、それ以上の分析はなかなか厳しいと私は思っていますので、今後の検討項目として、より適切なドライバーを探していただく前提の上で、各社が現在採用しているものについては、今回は受け入れるということで、私はよろしいかと思いました。

先ほど、NTTドコモの大橋さんから、試験研究費について、投入と産出の因果関係が必ずしも明確ではないという発言がありましたが、因果関係が明確なものについては、適切なドライバーを探していただくということで、ベターな方向があり得ると思います。しかし、おそらく、それでも分からないところが必ず出てくると思いますので、そこについては収益額比もやむを得ないかと思いました。

その他の項目につきまして、レートベースにおける正味固定資産の算出に当たり当年度限りの期末残高を用いること等、その辺は私も賛成しております。無形固定資産や試験研究費等、額にすると随分大きな部分について、歯切れの悪い答えになってしまった気がしますが、今回、積み残しになってしまうことはやむを得ないと思っております。

以上でございます。

【相田主査】 確認させていただきますと、ブランド使用权に関して、現状、ソフトバンクさんが採用している配賦基準をネットワーク資産額比又は固定資産価額比に変更するというのが事務局の御提案でしたが、関口先生としては、これは変更する必要はないというお考えでしょうか。それとも、先ほど御指摘ありましたように、試験研究費の一部と同じように収益額比にするという御提案でしょうか。

【関口主査代理】 ここは会社の判断次第だと思います。もちろん、ソフトバンクさんが固定資産価額比で御了解いただけるということであれば、そのほうがベターだと思っています。少なくとも伊藤さんの先ほどの御説明からすると、ネットワーク資産額比よりは固定資産価額比だろうということでした。この点は、どこまでそれを説明力として用いるかということだとは思いますが、可能であれば固定資産価額比に御変更いただきたいという期待はあります。ただ、現在ソフトバンクさんにおいて採用されている配賦基準につい

て全て否定できるほどの根拠はなく、今、私はファジーな意見を持っております。

【相田主査】 先ほどのソフトバンクさんの御発言から、ソフトバンクさんの御意見としては、収益額比が一番望ましいけれども固定資産価額比も受け入れ可能ということだと私は捉えたのですが。

【関口主査代理】 ソフトバンクさんの御判断で、固定資産価額比に修正いただけるということであれば、私はそこに賛成いたします。

【相田主査】 この件について、ソフトバンクさんから何かコメントございますか。

【ソフトバンク】 ありがとうございます。

現行の配賦基準を見直すとすると、当社が考える第1候補は、収益額比です。その次は、固定資産価額比という順番です。営業収益額比であれば、何とか社内的にも説明がつかないという考えを持っております。

以上です。

【相田主査】 この件について、何か事務局からはコメントございますか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。

私としても、まさにブランド使用权が悩ましい点と考えておりまして、この点について、高橋先生は、収益額比という線もあるのではないかと御意見かと伺いました。関口先生は、固定資産価額比になるのであれば、それがベターという御意見かと伺いました。

いずれにしても、見直しのタイミングをどうするのかという点もあると思っております。今年度提出された会計に基づき今年度末に届け出る音声接続料を算定しなければなりませんので、算定に当たって既に提出済みの接続会計を作り直してもらうのは、一番ハードルの高い議論だと思います。この点、今年度届け出る接続料については、一旦、現在の接続会計を受け止めて、それに基づいて算定いただくということが、おそらく関口先生がおっしゃったところかと思えます。その上で、次の接続会計を作るときにどの配賦基準に見直していくかという点は議論すべきという御意見だったかと拝聴いたしました。

もう一点、高橋先生も同じような観点とおっしゃっていた、試験研究費の配賦基準との関係について、ブランド使用权の配賦が試験研究費の配賦と少し異なるのは、試験研究費のほうは営業費用の配賦ですので、その費用額自体の配賦にしか影響を及ぼさないわけですが、ブランド使用权のほうは、毎年使用料を親会社に払っているというわけではなく、権利自体を買い取って資産に計上しているということでございますので、固定資産価額比の割合に影響を及ぼすことで、ブランド使用权のその年の償却分の費用のみならず、減価

償却費や施設保全費全体の配賦に影響を与えてしまっているという点が大きいと思っております。固定資産としての配賦であっても、なお収益額比で良いのかという点は、もし御意見があれば、更なる御意見を伺えればと思っております。

【相田主査】 それでは、追加での御質問、御意見等ございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【KDDI】 KDDIの橋本ですけれども、発言よろしいでしょうか。

【相田主査】 はい。お願いいたします。

【KDDI】 先ほど、ブランド使用権の配賦に営業収益額比を用いるという話が出ていましたが、固定資産の配賦について、二つ以上の役務に関わるものは、基本的には回線数比又は取扱量比とすることが省令上は定められております。弊社はそれとは異なる基準、収益額比を使っていたわけですが、昨年度のWGにおいては、まさにそれを見直し、回線数比又は取扱量比を適用していく方向で議論されたと思っていますので、固定資産の配賦に関して、営業収益額比を使うということはないのではないかというのが弊社の考えです。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

【関口主査代理】 今の橋本さんの御意見には賛同です。伊藤さんから営業収益額比を適用することについて御希望があったわけですが、やはり、少なくともそれはまずいのではないかと思います。可能であれば固定資産価額比に変更賜りたいというのが私の見解です。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

次回の準備のために少し整理させていただきますと、まず、21ページの空中線設備の扱いについては、基本的に事務局御提案の方向で進めるけれども、最後のポツの部分については、資産分類上の御都合等があり、この見直しをどのような段階で反映できるかということについては、各社さんの事情によるため、事務局と調整いただくという方向性だったかと思います。

それから、27ページ、今、一番大きな論点になっていますが、この点は、総じて御意見としては、案2、固定資産価額比の方向に持っていくのが望ましいだろうけれども、どのタイミングから適用していくかということについては、事務局と各社で調整いただく。

それから、35ページにつきましては、基本的に見直し案の方向に御異論はありませんでしたが、作業的にどういうタイミングで対応可能かについては、また各社さんの事情でもって事務局と御調整いただく。

それから、36ページの試験研究費については、基本的に考え方(案)の方向性のとおり、特定の設備に結びつけられるものについては、固定資産価額比、そうでない基礎研究等、あるいは親会社に払っているお金で何に結びつくか分からない部分については、負担力主義による配賦が許容される。

最後に、42ページ、レートベースにおける正味固定資産について、今年度届出の接続料に限っては、令和5年度期末の固定資産価額のみを用いるという方向で、おおよそ意見が集約したかと思いますが、私の勘違い等、あるいは見落とし等ございましたら、追加で御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

【関口主査代理】 私はそれで了解です。

【ソフトバンク】 ソフトバンク伊藤です。1点、発言よろしいでしょうか。

【相田主査】 はい。お願いいたします。

【ソフトバンク】 今、議論なった27ページのブランド使用権について、先ほど、KDD Iの橋本さんと関口先生から御発言もありましたが、我々は、固定資産は基本的に回線数比又は取扱量比で配賦すべきという現行のルールにのっとり、回線数比が一番ふさわしいと考え、現状は回線数比を適用していたわけですが、その考え方があながち完全に否定されないということであれば、引き続き回線数比を用いるということも取り得るかと思っています。この点に関してはいかがでしょうか。

【高橋構成員】 ソフトバンクさんがそのようにお考えであれば、私はそれでも構わないと思います。

【相田主査】 この件について、関口先生から何かございますか。

【関口主査代理】 固定資産価額比を引き続き御検討いただくということで、今回に関しては回線数比で配賦するというものでいかがでしょう。

【相田主査】 ソフトバンク様、いかがでしょうか。

【ソフトバンク】 ありがとうございます。

引き続き議論はさせていただければと思いますが、今回は、回線数比を使うという整理であれば異論ございません。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 事務局からよろしいでしょうか。割り込むような形

で失礼いたします。

固定資産の配賦基準については、資料3ページを見ていただくと、これまでの議論を振り返っていただけるかと思います。

KDDIさんがおっしゃるように、固定資産の配賦は、省令上は「原則として」という規定はあるものの回線数比又は取扱量比によることとされています。その上で、接続研においては、トラヒック比を原則とすべきとした上で、それでもなおトラヒック比がふさわしくないものについては、こういったものを使いましょうという議論を積み重ねてきたところだと思います。

一部、鉄塔も含めて回線数比と整理したものもありますが、回線数比については限定的に採用しているものと思っております。基本的には、契約者管理や料金管理等、まさに契約者数ごと、回線数ごとに発生するようなものを処理しているものに限定して採用していて、鉄塔については少し悩ましいところでしたが、御議論があった上で現在は回線数比を採用しているということかと思えます。

そういう意味では、トラヒック比と回線数比の2択だけではなく、資料3ページにあるように、ネットワーク資産額比や、あるいは建設仮勘定などを見ていただきますと、まさに分類できないということで、固定資産価額比としている例もございます。そういった点も含めてどうすべきかという御議論かと思えます。

ブランド使用权については、今年度提出された接続会計においては回線数比をそのまま適用しつつも、次年度以降、どう見直していただくかという点で御議論いただいているところだと思いますので、差し支えなければ、本日皆様からいただいた御意見も踏まえまして、改めて整理して、次回までに資料化させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

【KDDI】 今、廣瀬補佐から御発言があったとおり、既に今年度に提出された接続会計まで回線数比を見直せということは、基本的には私も少しやり過ぎかと思っておりますが、少なくとも来年度提出の接続会計についてどうすべきかという点は整理すべきだと考えています。弊社としては、ブランド使用权を回線数比で配賦することはやはり違和感がございますので、先ほど、ネットワーク資産額比という話はさせていただきましたが、少なくとも案2のように固定資産価額比に見直す必要があると思っております。少なくとも

回線数比は見直す必要があるのではないかというのが弊社の意見です。

以上です。

【NTTドコモ】 今の無形固定資産について、私どもも事務局及びKDDI橋本さんの発言に賛同します。

資料27ページの3ポツ目のところに減価償却費等の配賦に影響を与えることについても分析が入っており、また、昨年度は固定資産の配賦についてトラヒック比を原則としながら様々整理されてきましたので、その趣旨にのっとれば、今回の事務局整理の方向で進めるのが良いのではないかと考えております。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

それでは、おおよそ意見も出尽くしたかと思しますので、この辺りで切り上げたいと思いますが、追加で御質問事項、あるいはコメント等が生じた場合には、事務局にて取りまとめますので、11月13日の水曜日、1週間後までにメール等で事務局までお寄せいただければと思います。

また、オブザーバーの3社におかれましては、本日の議論を踏まえまして、次回会合に向けて接続料の試算をお願いしたいと思いますので、詳細につきましては事務局と調整をお願いいたします。

それでは、次回会合等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【都築料金サービス課係長】 事務局でございます。本日はありがとうございました。

次回会合の調整につきましては、別途、事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

【相田主査】 それでは、以上で事務局に御用意いただいた議事は終了したかと思いますが、全体を通じまして、御発言の御希望がございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、これをもちまして、第4回会合を終了したいと思います。本日も御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

以上